

第 85 号議案から
第 104 号議案まで 平成27年度一般会計予算及び特別会計予算

平成 27 年 6 月 第 2 回 福岡県議会定例会議案 その1

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
85	平成27年度福岡県一般会計予算	1
86	平成27年度福岡県財政調整基金特別会計予算	21
87	平成27年度福岡県公債管理特別会計予算	23
88	平成27年度福岡県市町村振興基金特別会計予算	27
89	平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	31
90	平成27年度福岡県災害救助基金特別会計予算	35
91	平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算	37
92	平成27年度福岡県県営林造成事業特別会計予算	41
93	平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算	45
94	平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算	49
95	平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算	53
96	平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算	57
97	平成27年度福岡県河川開発事業特別会計予算	59
98	平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算	69
99	平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計予算	73
100	平成27年度福岡県住宅管理特別会計予算	83
101	平成27年度福岡県病院事業会計予算	87
102	平成27年度福岡県電気事業会計予算	91

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
103	平成27年度福岡県工業用水道事業会計予算.....	95
104	平成27年度福岡県工業用地造成事業会計予算.....	99

一 般 会 計

第 85 号議案

平成27年度福岡県一般会計予算

平成27年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,776,974,878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成27年6月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		621,329,150
	1 県 民 税	198,898,874
	2 事 業 税	115,575,118
	3 地 方 消 費 税	182,278,222
	4 不 動 産 取 得 税	15,553,909
	5 県 た ば こ 税	6,324,400
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,032,961
	7 自 動 車 取 得 税	4,109,871
	8 軽 油 引 取 税	38,533,303
	9 自 動 車 税	58,823,453
	10 鉦 区 税	5,749
	11 狩 猟 税	24,366

款	項	金 額
	12 産 業 廃 棄 物 税	168,924
2 地 方 消 費 税 清 算 金		183,587,245
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	183,587,245
3 地 方 譲 与 税		87,159,838
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	82,953,166
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,322,559
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	213,301
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	670,812
4 地 方 特 例 交 付 金		1,607,317
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,607,317
5 地 方 交 付 税		266,966,019
	1 地 方 交 付 税	266,966,019
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		1,662,396
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,662,396

7 分担金及び負担金		4,263,879
	1 分担金	107,955
	2 負担金	4,155,924
8 使用料及び手数料		15,419,328
	1 使用料	7,277,777
	2 手数料	8,141,551
9 国庫支出金		188,666,958
	1 国庫負担金	119,595,440
	2 国庫補助金	62,749,123
	3 委託金	6,322,395
10 財産収入		2,476,647
	1 財産運用収入	1,771,809
	2 財産売却収入	704,838
11 寄附金		2,400,492
	1 寄附金	2,400,492

款	項	金額
12 繰入金		31,833,522
	1 特別会計繰入金	4,295,512
	2 基金繰入金	27,538,010
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		134,946,386
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,779,435
	2 県預金利子	48,858
	3 公営企業貸付金元利収入	1,700,480
	4 貸付金元利収入	117,289,760
	5 受託事業収入	1,377,931
	6 収益事業収入	6,437,573
	7 利子割精算金収入	103,120
	8 雑収入	6,209,229

15 県	債	234,655,700
	1 県	債 234,655,700
歳 入 合 計		1,776,974,878

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		3,019,229
	1 議 会 費	3,019,229
2 総 務 費		54,706,995
	1 総 務 管 理 費	19,514,718
	2 企 画 費	8,717,877
	3 徴 税 費	14,963,454
	4 市 町 村 振 興 費	2,232,744
	5 選 挙 費	1,361,492
	6 防 災 費	4,366,224

款	項	金額
	7 統計調査費	2,953,874
	8 人事委員会費	253,335
	9 監査委員費	343,277
3 保健費		223,096,186
	1 保健企画費	7,247,025
	2 健康対策費	17,099,362
	3 生活衛生費	1,394,948
	4 医薬費	14,855,242
	5 医療介護費	173,507,415
	6 高齢者支援費	8,992,194
4 環境費		3,784,807
	1 環境費	3,784,807
5 生活労働費		148,065,288
	1 県民生活費	4,740,672

	2 福 祉 企 画 費	2,917,411
	3 児 童 家 庭 費	50,747,269
	4 障 害 者 福 祉 費	36,162,251
	5 生 活 保 護 費	37,841,233
	6 社 会 福 祉 費	9,397,078
	7 労 働 企 画 費	1,350,733
	8 職 業 訓 練 費	4,453,512
	9 失 業 対 策 費	205,918
	10 労 働 委 員 会 費	249,211
6 農 林 水 産 業 費		52,984,429
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	7,360,274
	2 農 業 費	10,488,964
	3 畜 産 業 費	1,584,747
	4 農 地 費	14,019,722
	5 林 業 費	13,249,917

款	項	金額
	6 水産業費	6,280,805
7 商工費		120,093,905
	1 商業費	114,607,821
	2 工鉱業費	5,161,967
	3 観光費	324,117
8 県土整備費		127,336,417
	1 県土整備企画費	4,092,005
	2 道路橋りょう費	59,245,533
	3 河川海岸費	33,560,343
	4 港湾費	3,149,175
	5 都市計画費	16,486,941
	6 住宅費	6,395,347
	7 河川総合開発等事業費	2,469,084
	8 水資源対策費	1,937,989

9	警 察 費	124,743,284
	1 警 察 管 理 費	121,591,182
	2 警 察 活 動 費	3,152,102
10	教 育 費	406,336,482
	1 教 育 総 務 費	50,307,337
	2 小 学 校 費	130,164,184
	3 中 学 校 費	77,962,314
	4 高 等 学 校 費	62,563,102
	5 特 別 支 援 学 校 費	29,138,659
	6 社 会 教 育 費	3,442,449
	7 保 健 体 育 費	1,787,844
	8 大 学 費	5,305,228
	9 私 立 学 校 費	45,665,365
11	災 害 復 旧 費	1,789,345
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	951,229

款	項	金額
	2 土木施設災害復旧費	838,116
12 公債費		216,311,129
	1 公債費	216,311,129
13 諸支出金		294,507,382
	1 利子割交付金等	292,807,382
	2 公営企業貸付金	1,700,000
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		1,776,974,878

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県庁舎設備改修費	平成28年度	293,500千円
総合庁舎屋上防水工事費	平成28年度	47,874千円
総合庁舎中央監視設備更新費	平成28年度	17,908千円
県有建築物実態調査費	平成28年度	16,100千円
消防学校整備費	平成28年度	989,291千円
福岡女子大学施設整備費	平成28年度	866,249千円
福岡県エネルギー対策特別融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成46年度まで	42,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
保健環境研究所設備整備費	平成28年度	44,375千円
粕屋新光園改築費	平成28年度	530,866千円
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成38年度まで	3,600千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
産廃不適正処理対策費	平成28年度	850,067千円

事 項	期 間	限 度 額
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成41年度まで	2,720,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
グリーンアジア国際戦略総合特区推進資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成27年度から平成43年度まで	10,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農業近代化資金利子補給	平成28年度から平成48年度まで	101,987千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 1,000,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成28年度から平成38年度まで	1,106千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 100,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成28年度から平成43年度まで	17,871千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 180,000千円
農林漁業災害対策資金利子補給	平成28年度から平成33年度まで	3,002千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 310,000千円
農林漁業災害対策資金損失補償	平成27年度から平成35年度まで	1,070千円
農業施設等災害復旧資金利子補給	平成28年度から平成48年度まで	2,464千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 16,000千円
農地利用推進事業損失補償	平成27年度から平成33年度まで	733,150千円
農地中間管理機構条件整備損失補償	平成27年度から平成37年度まで	120,000千円
大家畜経営再建支援資金利子補給	平成28年度から平成52年度まで	2,129千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 115,000千円
畜産経営維持緊急支援資金利子補給	平成28年度から平成52年度まで	4,628千円 ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 250,000千円

漁業近代化資金利子補給	平成28年度から 平成48年度まで	ただし、平成27年度利子補給対象融資限度額 1,300,000千円	115,336千円
道路維持修繕費	平成28年度		11,510千円
福岡北九州高速道路公社の政府資金、民間資金、公営企業金融公庫資金及び設立団体資金の借換えに対する債務保証	平成27年度から 平成47年度まで	建設資金借入金29,934,000千円及び利子に相当する額	
福岡県道路公社業務のための民間資金の借入れに対する債務保証	平成27年度から 平成37年度まで	業務資金借入金6,322,772千円及び利子に相当する額	
道路改良費	平成28年度から 平成29年度まで		8,040,000千円
道路改築費	平成28年度		450,000千円
橋りょう補修費	平成28年度		1,050,000千円
橋りょう架換費	平成28年度		450,000千円
広域河川改修費	平成28年度		572,200千円
有明高潮対策事業費	平成28年度		162,700千円
河川災害関連事業費	平成28年度		246,750千円
堰堤改良費	平成28年度		861,740千円
河川激甚災害対策特別緊急事業費	平成28年度		525,000千円
街路事業費	平成28年度		480,000千円

事 項	期 間	限 度 額
公 営 住 宅 建 設 費	平成28年度から 平成29年度まで	3,416,010千円
公営住宅ストック総合改善事業費	平成28年度	426,270千円
老 朽 校 舎 改 築 費	平成28年度から 平成29年度まで	3,405,879千円
施 設 充 実 費	平成28年度	449,362千円
学 校 環 境 整 備 費	平成28年度	86,582千円
特 別 支 援 学 校 施 設 充 実 費	平成28年度	15,070千円
特 別 支 援 学 校 整 備 費	平成28年度	621,876千円
美 術 館 整 備 費	平成28年度	39,536千円
体 育 施 設 改 築 費	平成28年度から 平成29年度まで	7,880,655千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総務施設整備事業費	4,215,600	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でない認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
鉄道整備事業費	16,100			
直轄空港事業負担金	913,300			
保健施設整備事業費	2,091,500			
自然公園整備事業費	58,300			
石綿健康被害救済基金負担金	29,100			
生活労働施設整備事業費	1,640,000			
農林水産施設整備事業費	104,300			
農業事業費	869,900			
農地事業費	2,765,200			
造林事業費	53,700			
林道事業費	1,332,900			
治山事業費	2,709,300			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産事業費	1,805,100			
商工施設整備事業費	55,000			
県土整備施設整備事業費	51,100			
河川事業費	12,661,000			
砂防事業費	3,352,400			
海岸事業費	673,600			
港湾事業費	747,100			
都市計画事業費	3,426,800			
道路事業費	33,841,500			
直轄事業負担金	12,817,600			
公営住宅建設事業費	3,293,600			
警察施設整備事業費	4,665,800			
教育施設整備事業費	10,852,900			
災害復旧事業費	398,000			

退 職 手 当	17,900,000			
臨 時 財 政 対 策	111,315,000			
計	234,655,700			

特 別 会 計

第 86 号議案

平成27年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成27年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 45,768 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		45,768
	1 財 産 運 用 収 入	45,768
歳 入 合 計		45,768

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		45,768
	1 積 立 金	45,768
歳 出 合 計		45,768

第 87 号議案

平成27年度福岡県公債管理特別会計予算

平成27年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 546,916,082 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		305,510,758
	1 一 般 会 計 繰 入 金	216,255,164
	2 基 金 繰 入 金	89,255,594
2 県 債		237,611,000
	1 県 債	237,611,000
3 財 産 収 入		3,794,324
	1 財 産 運 用 収 入	3,794,324
歳 入 合 計		546,916,082

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		546,916,082
	1 公 債 費	546,916,082
歳 出 合 計		546,916,082

第 88 号議案

平成27年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成27年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,664 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		41,663
	1 諸 収 入	41,663
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		41,664

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		212
	1 事 務 費	212
2 繰 出 金		41,452
	1 一 般 会 計 繰 出 金	41,452

歳 出 合 計	41,664
---------	--------

第 89 号議案

平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成27年度福岡県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 896,527 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		309,181
	1 諸 収 入	309,181
2 繰 入 金		16,326
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,326
3 繰 越 金		571,020
	1 繰 越 金	571,020
歳 入 合 計		896,527

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		896,527
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	896,527

歲 出 合 計	896,527
---------	---------

第 90 号議案

平成27年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成27年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,971 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		12,971
	1 財 産 運 用 収 入	12,971
歳 入 合 計		12,971

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		12,971
	1 基 金 積 立 金	12,971
歳 出 合 計		12,971

第 91 号議案

平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計予算

平成27年度福岡県就農支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 120,225 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		13,566
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,566
2 繰 越 金		24,198
	1 繰 越 金	24,198
3 諸 収 入		59,964
	1 諸 収 入	59,964
4 県 債		22,497
	1 県 債	22,497
歳 入 合 計		120,225

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		120,225
	1 就農支援資金貸付事業費	120,225
歳 出 合 計		120,225

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付事業費	22,497	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 92 号議案

平成27年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成27年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 331,838 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		600
	1 国庫補助金	600
3 財産収入		1,031
	1 財産売払収入	1,031
4 繰入金		313,002
	1 一般会計繰入金	313,002
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		7,167
	1 雑収入	7,167

7 県	債	10,000
	1 県 債	10,000
歳 入 合 計		331,838

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		331,838
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	331,838
歳 出 合 計		331,838

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
<p>県 営 林 造 成 事 業 費</p>	<p>10,000</p>	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	<p>年9.0%以内</p>	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 93 号議案

平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成27年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 169,736 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		988
	1 一 般 会 計 繰 入 金	988
2 繰 越 金		146,460
	1 繰 越 金	146,460
3 諸 収 入		22,288
	1 諸 収 入	22,288
歳 入 合 計		169,736

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		169,736
	1 林業改善資金助成事業費	169,736

歳 出 合 計	169,736
---------	---------

第 94 号議案

平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成27年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 221,484 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,353
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,353
2 繰 越 金		116,981
	1 繰 越 金	116,981
3 諸 収 入		102,150
	1 諸 収 入	102,150
歳 入 合 計		221,484

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業		221,484
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業	221,484

歳 出 合 計	221,484
---------	---------

第 95 号議案

平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成27年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,582,225 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 債		53,129
	1 県 債	53,129
2 繰 入 金		99,848
	1 一 般 会 計 繰 入 金	99,848
3 諸 収 入		813,138
	1 雑 入	813,138
4 繰 越 金		616,110
	1 繰 越 金	616,110
歳 入 合 計		1,582,225

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		769,754
	1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	769,754
2 公 債 費		812,471
	1 公 債 費	812,471
歳 出 合 計		1,582,225

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入 資金貸付事業費	53,129	証書借入の方法により独立行政法人中小 企業基盤整備機構から起債する。	年0.90%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103 号）第28条の規定に基づく業務方法書の定 めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもって これにあてる。

第 96 号議案

平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成27年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,949 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10,949
	1 財 産 運 用 収 入	10,949
歳 入 合 計		10,949

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		10,949
	1 積 立 金	10,949
歳 出 合 計		10,949

第 97 号議案

平成27年度福岡県河川開発事業特別会計予算

平成27年度福岡県河川開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,540,089 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継 続 費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費収入		11,433,706
	1 国庫補助金	3,102,450
	2 分担金及び負担金	4,989,344
	3 繰入金	369,412
	4 県債	2,852,500
	5 諸収入	120,000
2 祓川開発事業費収入		10,106,383
	1 国庫補助金	3,590,285
	2 分担金及び負担金	2,708,510
	3 繰入金	543,088
	4 県債	3,264,500
歳 入 合 計		21,540,089

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 那珂川開発事業費		11,433,706
	1 那珂川開発事業費	11,433,706
2 祓川開発事業費		10,106,383
	1 祓川開発事業費	10,106,383
歳 出 合 計		21,540,089

第2表 継 続 費
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	112,137,782	63	150,000	112,351,488	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
11	764,463	11	764,463					

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,787,317		24	5,787,317
				25	7,811,951		25	7,811,951
				26	12,819,429		26	12,819,429

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	2,500,000		27	11,433,706
				28	600,000		28	600,000
				29	16,752,171		29	8,032,171
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	73,535,487	2	156,221	73,781,870	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,632,980		21	6,632,980
				22	6,126,681		22	6,126,681
				23	6,124,083		23	6,124,083
				24	7,155,258		24	7,155,258
				25	4,935,077		25	4,935,077
				26	3,553,996		26	3,553,996
				27	4,100,000		27	10,106,383

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	1,600,000		28	1,600,000
				29	12,740,370		29	6,980,370

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
那 珂 川 開 発 事 業 費	2,852,500	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面 100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと思われるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
祓 川 開 発 事 業 費	3,264,500			
計	6,117,000			

第 98 号議案

平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成27年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,712,060 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		562,199
	1 使用料	562,199
2 繰入金		2,288,584
	1 一般会計繰入金	1,556,584
	2 基金繰入金	732,000
3 県債		6,217,400
	1 県債	6,217,400
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		8,001
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	8,000

6 財 產 收 入		635,875
	1 財 產 運 用 收 入	7,255
	2 財 產 売 払 收 入	628,620
歳 入 合 計		9,712,060

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費		1,652,432
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費 運 営 事 業 費	1,652,432
2 公 債 費		8,059,628
	1 公 債 費	8,059,628
歳 出 合 計		9,712,060

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	2,585,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 99 号議案

平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成27年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,245,131 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		8,859,939
	1 分担金及び負担金	4,726,964
	2 国庫補助金	2,030,926
	3 繰入金	502,349
	4 県債	979,700
	5 使用料	74
	6 繰越金	619,926
2 多々良川流域下水道 事業費収入		4,141,988
	1 分担金及び負担金	1,836,543
	2 国庫補助金	907,200
	3 繰入金	350,308
	4 県債	627,700

	5 使 用 料	237
	6 繰 越 金	420,000
3 宝 満 川 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		1,981,748
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	737,617
	2 国 庫 補 助 金	452,196
	3 繰 入 金	123,161
	4 県 債	224,700
	5 諸 収 入	334,817
	6 使 用 料	46
	7 繰 越 金	109,211
4 宝 満 川 上 流 流 域 下 水 道 入 事 業 費 収 入		960,953
	1 分 担 金 及 び 負 担 金	443,090
	2 国 庫 補 助 金	28,107
	3 繰 入 金	98,774
	4 県 債	80,500

款	項	金額
	5 繰越金	310,482
5 筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		2,153,227
	1 分担金及び負担金	763,447
	2 国庫補助金	392,040
	3 繰入金	258,264
	4 県債	239,300
	5 使用料	4
	6 繰越金	500,172
6 遠賀川下流流域下水道 事業費収入		1,631,257
	1 分担金及び負担金	808,946
	2 国庫補助金	287,563
	3 繰入金	251,646
	4 県債	207,000
	5 繰越金	76,102

7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,171,855
	1 分担金及び負担金	476,721
	2 国庫補助金	118,298
	3 繰入金	353,005
	4 県債	153,500
	5 諸収入	70,314
	6 使用料	17
8 遠賀川中流域下水道 事業費収入		1,320,482
	1 分担金及び負担金	519,896
	2 国庫補助金	313,089
	3 繰入金	220,834
	4 県債	214,500
	5 諸収入	52,163
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		23,682
	1 繰入金	23,682

款	項	金額
歳入	合計	22,245,131

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道費		8,859,939
	1 御笠川那珂川流域下水道費	8,859,939
2 多々良川流域下水道費		4,141,988
	1 多々良川流域下水道費	4,141,988
3 宝満川流域下水道費		1,981,748
	1 宝満川流域下水道費	1,981,748
4 宝満川上流流域下水道費		960,953
	1 宝満川上流流域下水道費	960,953
5 筑後川中流右岸流域下水道費		2,153,227
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	2,153,227

6	遠賀川下流流域下水道費 業		1,631,257
		1	遠賀川下流流域下水道費 業
7	矢部川流域下水道費 業		1,171,855
		1	矢部川流域下水道費 業
8	遠賀川中流流域下水道費 業		1,320,482
		1	遠賀川中流流域下水道費 業
9	明星寺川雨水流域下水道費 業		23,682
		1	明星寺川雨水流域下水道費 業
歳 出 合 計			22,245,131

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成28年度		1,507,356千円
多々良川流域下水道建設費	平成28年度		922,320千円
宝満川流域下水道建設費	平成28年度		379,404千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成28年度		322,704千円
遠賀川下流流域下水道建設費	平成28年度から 平成29年度まで		799,044千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成28年度		141,694千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,908,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成27年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成28年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第 100 号議案

平成27年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成27年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,659,365 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成27年 6 月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		6,538,048
	1 使 用 料	6,419,296
	2 国 庫 補 助 金	12,557
	3 繰 越 金	99,377
	4 諸 収 入	6,817
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		121,317
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	121,316
歳 入 合 計		6,659,365

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		6,496,170
	1 県 営 住 宅 管 理 費	6,496,170
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		113,195
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	113,195
3 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		6,659,365

公 營 企 業 会 計

第 101 号議案

平成27年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | |
|---------------|-------|----------|------|-----------|
| (1) 病 床 数 | (精神病床 | 300 床) | | |
| (2) 患 者 延 人 員 | (入院患者 | 93,330 人 | 外来患者 | 38,220 人) |
| (3) 一日平均患者数 | (入院患者 | 255 人 | 外来患者 | 130 人) |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2,276,261 千円
第 1 項 医 業 収 益		2,138,696 千円
第 2 項 医 業 外 収 益		136,968 千円
第 3 項 特 別 利 益		597 千円

支 出

第1款 病院事業費	2,643,865 千円
第1項 医業費用	2,526,298 千円
第2項 医業外費用	113,090 千円
第3項 特別損失	3,477 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 169,797 千円は過年度分損益勘定留保資金 169,797 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	212,155 千円
第1項 負担金	212,155 千円

支 出

第1款 資本的支出	381,952 千円
第1項 建設改良費	63,720 千円
第2項 企業債償還金	318,232 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

20,190 千円

平成27年6月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 102 号議案

平成27年度福岡県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 47,531,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 電気事業収益		508,837 千円
第 1 項 営業収益		501,042 千円
第 2 項 財務収益		5,959 千円
第 3 項 事業外収益		1,836 千円
	支	出
第 1 款 電気事業費		507,409 千円
第 1 項 営業費用		486,176 千円

第2項 財務費用	3,135 千円
第3項 事業外費用	13,098 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		299,910 千円
第1項 投資償還金		299,910 千円
	支	出
第1款 資本的支出		165,397 千円
第1項 建設改良費		151,788 千円
第2項 企業債償還金		8,609 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ

ばならない。

(1) 職員給与費 153,538 千円

(2) 交際費 128 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成27年6月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 103 号議案

平成27年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 63事業所
- (2) 総 給 水 量 42,302,280立方メートル
- (3) 一日平均給水量 115,580立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益			2,026,114 千円
第 1 項 営業収益			1,759,322 千円
第 2 項 営業外収益			266,792 千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費			1,644,190 千円

第1項 営業費用	1,490,396 千円
第2項 営業外費用	133,794 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 878,018 千円は過年度分損益勘定留保資金 838,526 千円及び繰越利益剰余金処分額 39,492 千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		0 千円
	支	出
第1款 資本的支出		878,018 千円
第1項 建設改良費		521,654 千円
第2項 企業債償還金		346,364 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、80,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 193,603 千円

(2) 交際費 96 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000 千円と定める。

平成27年6月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 104 号議案

平成27年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|----------------------|------|---------------|
| (1) 前原IC南内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 59,000平方メートル |
| (2) 磯光内陸部工業用地造成事業 | 売却土地 | 133,000平方メートル |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款 造成事業収益			21,749 千円
第 1 項 営業収益			21,291 千円
第 2 項 営業外収益			458 千円
	支	出	
第 1 款 造成事業費			333,038 千円
第 1 項 営業費用			332,695 千円

第2項 営業外費用 343 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額700,000千円は過年度分損益勘定留保資金700,000千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		1,700,000 千円
第1項 他会計借入金		1,700,000 千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,400,000 千円
第1項 他会計借入金償還金		2,400,000 千円
(一時借入金)		

第5条 一時借入金の限度額は、84,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	25,791 千円
(2) 交際費	227 千円

平成27年 6月17日提出

福岡県知事 小 川 洋

